

第4回教育委員会会議

令和7年3月21日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第22号

天王寺区の学校選択制における方針の一部修正について

天王寺区の学校選択制における方針の一部修正について

1 改正する制度

令和7年2月25日に開催された第3回教育委員会議案第17号（就学制度の適正運用にかかる検討方向について）で議決された基本の方針を基に区担当教育次長が検討を重ねた結果として、従前の学校選択制実施内容から真田山小学校（過大規模校）及び五条小学校（大規模校）の選択制の受入人数の抑制にかかる変更を行う。

2 改正時期

令和7年4月

令和8年4月入学者より適用

3 改正内容

（1）選択制の抑制

天王寺区の小学校は隣接区域選択制を導入しているが、次の小学校については、在校生の教育環境を保障するため、学校実態に応じた学級数に達するまでは、選択制を抑制する。

ただし、5年を目途に見直しを行うこととする。また、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合も見直しを行うこととする。

ア 真田山小学校

通常学級数が25学級となるまでの間

（理由）

令和6年5月1日時点で児童数1,040名、通常学級数が31学級となる過大規模校であり、平成26年度から今年度で児童数が236名、通常学級が7学級増加している。

学校長からの副申に記載のとおり学校設計の収容等による課題があり、現時点において学校運営への影響がみられる。また、近年校区内にてマンション建設が続いており、今後も児童数増加が見込まれる。

イ 五条小学校

通常学級数が22学級となるまでの間

（理由）

令和6年5月1日時点で児童数988名、通常学級数が28学級となる大規模校であると同時に、児童1名当たりの運動場面積が3.91㎡と極めて狭隘な状況である。平成26年度から今年度で児童数が328名、通常学級数が8学級増加している。

学校長からの副申に記載のとおり学校設計の収容等による課題があり、現時点において複数の特別教室を普通教室に転用するなど学校運営への影響がみられる。また、令和7年1月に近隣の総合病院が移転し、約8,900㎡もの跡地を大規模開発事業も手掛ける大手住宅メーカーが取得したと公表されている。

(2) 選択制を抑制している学校の受入校の特例

選択制を抑制している学校については、入学時点できょうだいが続き在学する場合で、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の基準により就学できない場合に限り、その弟や妹は選択できることとする。

学校選択制抑制校（天王寺区①）

基準日		令和6年5月1日		抑制対象校		真田山小学校					
基礎データ		児童数		1,040	人	普通教室数	33	教室	学級数計(ア～エ)	40	学級
		運動場面積 (学校設置基準による運動場面積 ※1)		5,260	m ²	通常学級数(ア)	31	学級	特別支援学級数(イ)	8	学級
				(7,200)	m ²	通級指導教室学級数(ウ)	1	学級	その他(エ) (日本語指導教室等)	0	学級
学校選択制受入抑制フローチャート項目の該当状況	ア関係		現在の25学級以上の大規模校である			該当				○	該当
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である			該当 (既に過大規模校)				○	1項目以上該当
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある			—					
		②	教室(普通教室)不足となる見込み			該当 (令和8年度教室不足の見込み)				○	
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)			非該当 (5.06m ² /人)					
	④	施設の増改築ができない			該当 ・学校施設に空きなく増改築できない ・近隣に活用できる場所なく増改築できない				○		
	ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある			非該当					1項目該当
		②	学校実情に応じた、学校運営上の課題がある			該当 (詳細は校長副申書のとおりに)				○	
選択制抑制		開始時期			令和8年4月入学者						
		抑制期間			通常学級数が25学級となるまで※2						

※1 小学校：児童一人当たり10m²目安（①児童数240人以下(2,400m²)、②児童数241～720人（児童数×10m²）、③児童数721人以上(7,200m²））

※2 ただし、5年を目途に見直しを行う。また、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合も見直しを行うこととする。

学校選択制抑制校（天王寺区②）

基準日		令和6年5月1日		抑制対象校		五条小学校							
基礎 データ		児童数		988	人	普通教室数		30	教室	学級数計(ア～エ)		40	学級
		運動場面積 (学校設置基準による運動場面積 ※1)		3,864	m ²	通常学級数(ア)		28	学級	特別支援学級数(イ)		10	学級
				(7,200)	m ²	通級指導教室学級数(ウ)		1	学級	その他(エ) (日本語指導教室等)		1	学級
学校 選択 制 受 入 抑 制 フ ロ ー チ ャ ー ト 項 目 の 該 当 状 況	ア 関係	現在の25学級以上の大規模校である				該当					○	該当	
	イ 関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である				非該当 (大規模校)						1 項目 以上 該当
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある				—						
		②	教室(普通教室)不足となる見込み				非該当						
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)				該当 (3.91m ² /人)					○	
	④	施設の増改築ができない				該当 ・学校施設に空きなく増改築できない ・近隣に活用できる場所なく増改築できない					○		
	ウ 関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある				該当 ・パソコン室を普通教室へ転用。多目的室は図工室と兼用					○	2 項目 該当
②		学校実情に応じた、学校運営上の課題がある				該当 (詳細は校長副申書のとおりに)					○		
選択制 抑制		開 始 時 期				令和8年4月入学者							
		抑 制 期 間				通常学級数が22学級となるまで※2							

※1 小学校：児童一人当たり10m²目安（①児童数240人以下(2,400m²)、②児童数241～720人（児童数×10m²）、③児童数721人以上(7,200m²））

※2 ただし、5年を目途に見直しを行う。また、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合も見直しを行うこととする。

令和 7 年 3 月 5 日

天王寺区担当教育次長 様

大阪市立真田山小学校
校長 大澤 啓司

学校選択制受入抑制にかかる校長副申書

令和 7 年 2 月 27 日に依頼を受けました学校選択制の受入抑制につきまして、次のとおり副申します。

記

1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について

本校は、令和 6 年 5 月 1 日時点で児童数 1,040 名、通常学級数が 31 学級、特別支援学級 8 学級、通級指導教室 1 学級となる過大規模校である。

来年度は、児童数 1,008 名、通常学級数が 30 学級、特別支援学級が 9 学級、通級指導教室 2 学級を予定している。また、毎年 10 名以上、帰国・来日児童が編入しており、日本語指導用の教室も設置予定である。

2 学校設計の収容等による課題について

過大規模校である本校は、10 年前（平成 26 年 5 月 1 日現在）は、児童数 804 名、通常学級数が 24 学級の適正規模校であったが、転入や定員数の見直しから、児童数・学級数の増加が続いていたため、令和 3 年度に敷地の北東側に校舎を増築したところであり、校舎の配置上、これ以上の増築は困難であると考えている（平成 26 年度から今年度で児童数 236 名・学級数 7 学級増）。

一方で、近年校区内にてマンション建設が続いており、今後も児童数は増加する傾向にある。加えて、令和 11 年度には校区内に大規模なタワーマンションが完成する予定で、さらに児童数の増加が見込まれ、教育委員会施設整備課での推計では、令和 8 年度には普通教室・特別教室が不足するとされている。

3 学校運営への影響及び課題について

児童数増加のため、令和 3 年度に新校舎を建設したが、依然として普通教室が不足しており、1,000 名を超える全校児童のため、講堂で全校一斉での行事ができない状況にある。始業式、終業式等は、テレビを使って放送で行い、卒業式も卒業生とその保護者の参加のみで、会場の広さの関係で在校生は参加できない。全校児童参加の行事や、異学年での交流等が制限されるのは、教育的にも課題である。

令和 3 年度の新校舎完成後は、運動場が一層狭くなり、休み時間も 2 学年ずつしか外で遊ぶことができない。通常の体育の学習も、1 時間で運動場・体育館合わせて常時 3～4 学級が学習している。児童の体力・健康面、また、安全面においても課題である。令和 7 年度からは『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策（答申）」に従い、

教育課程を見直し、標準時数を大幅に上回る学年については、授業時数の減少が必要となることで、現状の学級数では運動場の割り当てがより困難な状況となる。

運動会についても自校の運動場で行うことが困難である。令和6年度に初の試みで近隣のグラウンドで全学年一斉での実施となったが、費用・労力とも多大な負担となり、継続して実施はできない。現在は、近隣のグラウンドを借りての2学年ごとの分散実施の予定である。

児童数が増加したことにより、校外学習や宿泊行事においても弊害がある。1学年の人数が多いため、学年一斉に列車に乗れない、また、宿泊施設においても1学年が宿泊できる施設が少なく限られるため、保護者負担も大きくなっている。

4 受入抑制について

上記に示したとおり、本校では現時点において通常学級数がギリギリの状態であって、今後も児童が増加傾向であることから、これ以上の児童の学習環境悪化を防止するためにも、学校選択制の抑制等による対策が必須である。

なお、学校選択制の再開については、本校の状況を区市民協働課（教育文化担当）と協議した内容に基づき、通常学級数が25学級に達した際に、今後の推計を踏まえ検討いただきたい。

令和7年3月6日

天王寺区担当教育次長 様

大阪市立五条小学校
校長 田中 英治

学校選択制受入抑制にかかる校長副申書

令和7年2月27日に依頼を受けました学校選択制の受入抑制につきまして、次のとおり副申します。

記

1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について

本校は、令和6年5月1日時点で児童数988名、通常学級数が28学級、特別支援学級10学級、通級指導教室1学級、日本語指導教室1学級となる大規模校である。なお年度途中の転入・編入が多く、令和7年3月1日時点では児童数は1,014名となっている。

令和7年度は児童数989名、通常学級数が30学級、特別支援学級が10学級、通級指導教室1学級、日本語指導教室1学級を予定している。

2 学校設計の収容等による課題について

(特別教室の普通教室への転用及び増築について)

大規模校である本校は、10年前(平成26年5月1日現在)は、児童数660名、通常学級数が20学級であったが、転入や定員数の見直しから、児童数・学級数の増加が続いていたため、特別教室(家庭科室・多目的室・図工室・パソコン教室)を普通教室に転用したり、図書室とパソコン教室を共有したりした経過がある。しかしながら、さらなる教室不足が見込まれたため、令和3年度、中庭であった既存の校舎の中央に西校舎(通常教室2教室・特別支援学級1教室・生活科室兼いきいき活動室・多目的室兼図工室・家庭科室・パソコン教室)を増築したところである。その後も児童数の増加及び学級設置基準が変更されたことから普通教室不足となり、令和5年度にはパソコン教室を普通教室に転用した。なお校舎の配置上、これ以上の増築は困難であると考えている(平成26年度から今年度で児童数328名・学級数8学級増)。

(特別支援学級・通級による指導教室・日本語指導教室について)

特別支援学級は令和6年度10学級に62名が在籍しているが、使用できる教室は、シャワー室込みで普通教室1教室分が2教室だけである。そのような中で、令和6年度、本校に通級による指導教室と日本語指導教室が設置され、さらに教室が必要となった。

通級による指導教室の現時点の在籍数は8名であるが、来年度新1年生には4名の対象児童がいる。在校生の中にも対象者がいるため、今後増えていくことが考えられる。とりわけそれらの児童は、情緒面に関して何らかの特性があることが多いため、教室を確保することが望ましいが、教室不足のため、特別支援学級の一部、普通教室の約6分の1程度を間借りしている状況である。その分、特別支援学級の教室は狭くなっている

日本語教室については令和6年度24人の児童が利用している。その全員が中国国籍である。コロナ禍以降、日本語の理解が不十分な状態な児童の入学及び編入が急増し、令和5年度に入学3名、年度途中の編入15名、令和6年度に入学3名、編入7名、令和7年度についてはすでに入学1名、編入4名が決まっている。このような状況の中で日本語教室が設置されたが、教室がないため、多目的室を分割するためのアコーディオンカーテンを壁に変える工事を行い、普通教室の約半分のスペースを確保している。その分多目的室は狭くなってしまい、用途が限られてしまった。また図工室と兼用しているため、壁があるものの電気のこぎり等の大きな音がでる工具は日本語指導の妨げになるため、理科室等に運び込み使用しているのが実情である。

3 学校運営への影響及び課題について

児童数が多いことに比例して、学級数が29学級（正式には28学級であるが第6学年を5学級展開としている。）あるため、特別教室の使用に融通が利かない。行事や祝日で教室利用ができなかった際の代替時間を設けることが難しく、本来なら特別教室で行うべき授業を普通教室で実施していることも多い。とりわけ講堂での体育に関しては、1・2年生は複数学級で共用しなければならない状態である。運動場は全学年が共用となり、高学年の体育では十分な運動量の確保が難しい。またその運動場も面積が3,864㎡で児童1人当たりの面積は3.91㎡/人と狭隘である。よって体育だけではなく、休み時間も学年ごとに制限を設けて遊ばせている状態である。令和7年度からは『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策（答申）」に従い、教育課程を見直し、標準時数を大幅に上回る学年については、授業時数の減少が必要となることで、現状の学級数では運動場の割り当てがより困難な状況となる。また空き教室がないため、児童の持ち物や教材・作品はすべて教室に置かざるをえず、児童数の多さもあり、とりわけ休み時間中の教室での安全確保が難しい状態である。

本校は、教育委員会施設整備課の推計によると児童数は減少傾向ではあるものの、上記の外国籍児童の編入だけではなく転入も増加している傾向である。コロナ禍以後、令和5年度の転編入は43名（転出22名）、令和6年度の転編入は38名（転出3名）となり、年度途中で学級の人数が増え、35名を超えることもある。また指定校変更・区域外就学での通学も多い。

とりわけ入学後、1年も経過しないうちに転居し、指定校変更・区域外就学

での通学となる児童も少なからず存在する。校区が広いことや選択制利用児童が多いことも含め、在籍児童が広範囲に居住していることは、今後、非常時や不登校対応の必要が出た際の対応に大きな不安が生じている。令和7年1月に近隣の総合病院が移転し、約8,900㎡もの跡地を大規模開発事業も手掛ける大手住宅メーカーが取得したと公表されている。万が一の大規模マンションが建設された場合は、短期間に急激に児童数が増加することも考えられる。なお本校学校協議会からも、過密による教育環境の悪化を心配する声が上がっており、選択制での受け入れについては疑問の声が出ている。

4 受入抑制について

上記に示したとおり、本校では現時点において普通教室数がギリギリの状態であって、これ以上の児童の学習環境悪化を防止するためにも、学校選択制の抑制等による対策が必須である。

なお、学校選択制の再開については、本校の状況を区市民協働課（教育文化担当）と協議した内容に基づき、通常学級数が22学級に達した際に、今後の推計を踏まえ検討いただきたい。

天王寺区の学校選択制実施内容

太字下線部変更箇所

1 学校選択制の実施内容

(1) 実施時期

制度導入：平成 27 年 4 月入学者から

制度改正：令和 8 年 4 月入学者から

(2) 類型

小学校「隣接区域選択制」、中学校「自由選択制」を実施する。

ただし、真田山小学校及び五条小学校については、別紙記載のとおり在校生の教育環境を保障するため、当面の間、選択制を抑制する。

(3) 基本内容

① 選択の機会・対象者

- ・区内在住者については、小学校または中学校に入学する際の 1 回のみとする。
- ・区外からの転入者は、転入時に選択範囲の学校の中から受け入れに余裕のある学校を選択できる。

② 選択できる範囲

- ・天王寺区内での学校選択とする。

③ 各学校における受け入れ

- ・学校施設（教室数）の収容面で通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。なお、収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校がある場合には、受け入れ制限を行うことがある。
- ・実際の受け入れ人数は、毎年度、各学校の受け入れ人数と学級数をあわせて公表し、年度途中で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定校変更の人数を受け入れることを考慮する。なお、年度途中の転入者の算定については、各学校の過去の実績を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。
- ・学校選択による児童生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。

・ただし、選択制を抑制している学校については、入学時点できょうだいが続く在学する場合で、大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の基準により就学できない場合に限り、その弟や妹は選択できる。

④ 学校選択の希望調査

- ・毎年 8 月末頃、翌年度入学予定者全員に、学校案内の冊子、学校希望調査票を送付する。

- ・翌年度入学予定者は、定められた期間内に希望調査票を区役所に提出する。希望調査票は提出を原則とする。ただし、期限内に保護者から提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものとみなす。この取扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- ・希望順位をつけて、第2希望まで複数校を希望できるようにする。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページ等で公表する。

⑤ 抽選

- ・選択希望者が多く各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により入学者を決定する。
- ・選択希望した学校に抽選等で入れなかった場合であっても、通学区域の学校への就学を必ず保障する。
- ・当選しなかった場合は、補欠として順位をつけて登録する。
- ・抽選実施校については、国立や私立の学校に入学する児童生徒等の数に応じて、小学校は2月上旬ごろまで、中学校は2月中旬ごろまでに補欠者の繰り上げを行う。

⑥ 選択における優先

次に掲げる項目のうち(a)、(b)、(c)に該当する児童生徒については選択する際に優先扱いとする。

(a) 自宅からの距離

自宅から通学区域校まで徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が500m以上あり、通学区域校より近くで、安全に通学できる学校がある場合。なお、該当校が複数ある場合は、自宅からの通学距離がより短い学校を選択した場合。

(b) きょうだい

学校選択制により通学区域外の学校に在学しているきょうだいと同じ学校を希望した場合。ただし、入学時に学校選択制により就学する兄弟が在学している場合に限る。

(c) 進学中学校

学校選択制により通学区域外の小学校に在学し、その小学校の進学校である中学校を希望した場合。

⑦ 通学

- ・小・中学校ともに通学時の安全確保は、保護者の責任となり、学校の選択を希望する際は、通学距離等、通学の負担や安全を十分に考慮する。なお通学方法は、原則徒歩となり、自転車の利用は不可。また、公共交通機関の利用は原則禁止とする。

その他、大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則第4条に定める学校選択制の実施にあたり、必要な事項について、別途要綱で定める。